

コメント

森林組合・生産森林組合が立ち向かう日本の課題：共同所有とSDGs

「森林組合・共有林野をめぐる政策状況 令和4年11月」を読んで

寺尾 仁（新潟大学准教授）

はじめに

本稿では、「森林組合・共有林野をめぐる政策状況」（以下、「政策状況」と略）が説明する政策の背後にあるさまざまな課題の中から、多くの政策分野が直面している共同所有およびSDGsという2つの課題に絞って、「政策状況」の意義と課題を論ずることとする。

1. 共同所有

現在、日本では広義の意味での共同所有がさまざまな場面で再検討を迫られている。法改正の作業が進行しているのは、区分所有、とりわけマンション¹の所有である。マンションが全国的に都市部において通常の住宅の所有形式として広く普及し、2020年には全世帯のうち12%強がマンションに居住している。ところが所有者、居住者、建物・設備のいずれもが高齢化することに伴い、その管理もまた特別なことではなく誰もが堅実に取り組まなくてはならない課題として現れている。また広く社会的に論じられていることは「会社は誰のものか」という課題である。法律上、株主（=社員）が会社の所有者とされながら、戦後長い間、メイン・バンクおよび取引先企業相互による株式持ち合いやメンバーシップ型雇用に基づいた企業別労働組合を通じた従業員の経営参加などが会社を担ってきた。これに対して1990年代以降、経営の開放性・透明性の確保のために株主重視の経営を指向したところ、開発力の低迷や賃金の低下など「失われた30年」の大きな原因の1つとされている。

この2つの例を通じて明らかにされていることは、所有、とりわけ共同所有にあたり、法律上の所有者とその対象物をめぐるさまざまな利害関係者、ステイク・ホルダーの関係の立直しが強く求められていることである。この課題は、森林について言えば所有者不明森林にもっとも鮮明に現れているように、他の分野との大きな違いは所有をする動機付けが弱い、すなわち対象物への需要が弱いということである。したがって、その対策である森林経営管理制度は管理権限を所有者から別の者に移すとする。

このような事態に「政策状況」は、次の2点を述べている。第1は森林組合の現状と課題の分析である。森林組合は、森林経営管理制度の下で、市町村が所有者不明森林を含む森林

¹ マンションとは法律上「二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるもの並びにその敷地及び附属施設」（マンション管理適正化法第2条第一号イ）と定義される。

の経営管理を受託した後で、「林業経営が成立する森林」の立木伐採権を再受託する団体として想定・期待されている団体である。森林組合をこのような観点から見ると、「政策状況」の分析に首肯できる点と不満を感じる点が現れる。首肯できる点は森林組合組織の量的分析である。森林組合は過去45年間で組合数は減少する一方で1組合あたりの組合員数および拠込済出資金が増え、一定基盤以上の経営基盤を有する組合も増え続けており（1（2））。しかし事業取扱高は総額で停滞し、1組合当たりでは減少している（1（4））。森林組合は組織の規模は拡大しているものの、事業の規模が減少している。上述のとおり、森林組合が需要を見出していないことを示している。問題はここからで、「政策状況」はこの事態を開拓する必要があるか否かの判断する基準を示していない。

「政策状況」が森林組合について述べている第2の点は、森林組合の事業内容の分析である。「全国における植林、下刈等、間伐の受託面積のうち、森林組合によるものは約5割を占めており…（中略）…一方、主伐については…（中略）…2割弱にとどまっている」（1（5））とする。すると、今後の経営改革の方向として、①事業取扱高を増やすのか、②事業取扱高を増やすこと以外の経営目標を立てるのかの選択を迫られる。「政策状況」ではこの点につき参考になる情報が「総事業取扱高の推移をみると、平成10年以降は森林整備部門が減少する中、近年では、素材生産の増加に伴い、販売部門が増加傾向」（1（4））、「人工林資源の充実に伴い、森林組合による素材生産・木材販売の取扱量は増加傾向…（中略）…素材生産が行われた森林…（中略）をみると、組合員の私有林における生産が約7割。…（中略）…森林組合が運営する共販所の取扱量は増加傾向」（1（6））と記されている。この状況分析を基礎に経営改革の方向を探ると、①の方向、つまり事業取扱高を増やすには、すでに行っている主伐・間伐を組合員以外の者が所有する森林で増やすことを中核に、収益性のある新規事業を発見することになる。すなわち、森林組合の経営の中で意思決定を経済効率に基づいて速やかに決定するために、役員の権限を強化することになる。他方、①の方向で組合を経営することは、森林組合の協同組合たる所以にもとると考えることも可能である。この場合は、②の方向を選択し、組合は組合員総体の意思決定により事業取扱高拡大とは別の経営改革の方向として組合員の暮らしを支える広義の意味でのインフラストラクチャーに該当する事業を実施するということになろう。いずれの方向を探るとしても、「政策状況」は経営改革に取り組んで成果を挙げている組合の特徴を示す必要があろう。

2. SDGs

SDGs（Sustainable Development Goals）、持続可能な開発目標は、2015年の国連総会で採択された文書の一部であり、人間、地球と繁栄のための2030年までの行動計画である。そこには17の目標と169のターゲットが定められている。日本においてもSDGsに向けた活動が官民とも始まっており、例えば政府の施策では、新型コロナウイルス感染症ワクチン・グローバル・アクセス創設への参加（目標3「すべての人に健康と福祉を（Good health and well-being）」）、幼児教育・保育の無償化（目標4「質の高い教育をみんなに（Quality

education)」)がSDGs達成に向けた例として挙げられている²。民間企業では、例えば森林と縁の深い製紙業界の日本最大手企業である王子ホールディングスは、企業の重要課題とSDGsを結びつけている(表参照)。

表 王子ホールディングス株式会社の重要課題とSDGsの結びつき

重要課題	定性目標	重要業績評価指標	現状数値	主な取組	社会に提供する価値	対応するSDGs
持続可能な森林経営 (森のリサイクル)	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外植林地の維持・拡大 ● 森林認証取得率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外植林地 40万ha ● 海外の森林認証取得率向上(国内は100%維持) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外植林地 26万ha(環境保全林13万ha) ● 自社所有生産林の森林認証取得率[国内]100%[海外]91% 	<ul style="list-style-type: none"> ● 植林の推進や社有林保全等の持続可能な森林経営 ● 森林の多面的機能の維持・拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性と生態系の保全 ● 雇用の創出 ● 就労・教育・医療支援 	<ul style="list-style-type: none"> 目標6:安全な水とトイレを世界中に 目標8:働きがいも経済成長も 目標14:海の豊かさを守ろう 目標15:陸の豊かさも守ろう

出典:

https://ojiholdings.disclosure.site/Portals/0/pdf/themes_80/materiality_kpi.pdf

「政策状況」をこのような事態と照らし合わせるとその落差はあまりに大きい。それは21枚のスライド中に「SDGs」「持続可能な開発目標」という術語がまったく表れされていないことに象徴される。この問題点を政策の内容と担い手の2つの観点から考えてみる。

まず「政策状況」が分析している政策の内容ではSDGsという術語こそ明示していないものの、そこで検討されている内容はSDGsに対応するものも多い。例えば1.で触れた「森林組合の事業の内容と取扱高」(1(4))「森林整備部門の事業実施状況」(1(5))は、その方向を示すことができれば、SDGsの目標15「陸の豊かさも守ろう(Life on land)」に該当するし、「森林組合の雇用労働者の状況」(1(7))は目標8「働きがいも経済成長も(Decent work and economic growth)」に該当する。分析や展望の不十分さには目を瞑るとしても、もっとも大きな問題点は「政策状況」が日本全体、そして世界的な課題への取組みの一翼を担っていることと位置付けられずに作成・流布されていることである。例えば1(4)では新植、保育、治山・林道工事、病害虫工事などの森林組合の事業が分析されているものの、森林組合の事業としてしか扱われておらず、SDGs目標15の達成に向けた寄与という観点から分析されていないことはきわめて残念である。

より深刻なことは、「政策状況」による政策の担い手である。SDGsはさまざまな目標を達成するための担い手の形成も目標に掲げている。目標17「パートナーシップで目標を達成し

² https://www.mofaj.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/vnr2021_00_Overview.pdf

よう (Partnership for the goals)」である。「政策状況」が検討している組織論は、これと正反対の観点である。すなわち、全国森林組合連合会一道府県連合会一森林組合一組合員(1(1))であり、また生産森林組合が組織変更する先の形態としての株式会社、合同会社、認可地縁団体という見方であって、目標へ向かってパートナーシップを構成する相手方という観点がまったく見られない。令和2(2020)年度農林水産祭(むらづくり部門)で天皇杯を受けた高根フロンティアクラブは、新潟県村上市(旧朝日村)高根集落で平成8(1996)年に地元住民が設立した任意団体であるが、I. で述べたように森林への需要が減る中で、さまざまなむらづくり活動の中で森を使い、例えば集落内の入会集団から土地を無償で借りてひまわりを植えて夏のイベント会場としている。この入会集団は他にもチップ工場のような営利企業、個人にも土地を有償・無償で貸しており、本業の素材販売の売上を含めて収入の一部を集落(地元では「区」と称する。昭和の市町村大合併前の高根村とほぼ同一)へ支払っている。

現在でも活発に活動している入会集団、生産森林組合の中には単独で活発に活動している団体もあると思うものの、集落内外の集団・個人と手を組んで事業を行なっている団体も多い。今後、森林組合、生産森林組合、入会集団の組織を検討する際には、当該団体だけの全国組織を頂点とする関係に留まらず異なる集団との多様な関係を視野に入れることが欠かせない。

3. まとめ

以上、「政策状況」を共同所有、SDGs という森林に限らず日本で広く論じられている観点から読んできた。森林組合・生産森林組合はもとより森林もより広い世界の課題の一部であり、森林組合・生産森林組合をより良くすることが日本、世界が抱える課題の目標へ向かつてたとえ僅かとは言えども一步進めると信じている。

本稿は、科学研究費補助金(基盤研究B)「集団的林野経営の地域的機能分析と地域振興政策への応用可能性に関する研究」(課題番号: 18H00775/研究代表者: 中川秀一・明治大学専任教授)の成果の一部である。